

さいたま市浦和駒場体育館 利用料金改定に関するQ&A

Q1 料金改定後の利用料金は、平成 26 年4月1日以降に施設を利用する場合に適用されると考えてよろしいでしょうか。

A1 料金改定後の利用料金は、平成 26 年4月1日以降に施設の利用を許可された場合に適用されます。

通常、ご利用日(月)に利用料金をお支払い頂くと同時に施設の利用を許可しておりますので、料金改定後の利用料金は、平成 26 年4月1日以降に施設を利用する場合に適用されるとお考えいただけます。さしつかえありません。

Q2 全ての利用料金が改定されているのでしょうか。料金改定前と変わらないものはありますか。

A2 料金改定後の利用料金は、消費税率の変更を元に算出しておりますが、算出して得られた額の10円未満を切り捨てておりますので、料金改定前と変わらないものも一部ございます。

例 トレーニング室・卓球場

一般・学生 2時間 100円 ⇒ 料金改定後も100円

$100円 \div 1.05 \times 1.08 = 102.85\dots \approx 100円$ (10円未満切捨)

Q3 料金表には、附属設備の利用料金が含まれていませんが、料金改定はされないのでしょうか。

A3 附属設備の利用料金につきましても、今後規則を改正し、料金改定を行う予定です。規則改正を実施次第、当ホームページ等でお知らせいたします。

Q4 公共施設予約システムで、予約を確定させる際に、金額が表示されますが、利用日が平成 26 年4月1日以降の場合、この金額は料金改定後の金額が表示されていると考えてよろしいでしょうか。

A4 誠に申し訳ございませんが、利用日が平成 26 年4月1日以降の場合でも、表示されている金額は現行料金(料金改定前)となります。恐れ入りますが、正しい金額については、別添の料金表でご確認いただくか、浦和駒場体育館までお問い合わせください。

なお、平成 26 年4月1日以降については、公共施設予約システム上でも、料金改定後の金額が表示されます。

Q5 料金改定前に購入、更新したプリペイドカードは、料金改定後も有効なものとして利用できますか。

A5 ご利用いただけます。ただし、カードから支払われる額は、平成 26 年4月1日以降については、料金改定後の利用料金となります。